

令和7年度群馬県障害福祉事業所等及び障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業費補助金 交付要綱

(通則)

第1条 令和7年度障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）事業については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障害福祉サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる障害福祉サービス事業所・施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための障害福祉施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金は次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害福祉事業所等に対するサービス継続支援事業

① 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応

障害福祉事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するために必要な以下の物品等の購入費用の一部を補助する事業。

【通所系、訪問系、相談系】

燃料費/有料道路通行料/ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品

【通所系、短期入所、入所・居住系】

光熱水費/燃料費/業務用スポットクーラー/業務用スポットヒーター/ホットカーペット/業務用加湿器/業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）/遮熱・遮光カーテン/ブラインド/換気扇・送風機/サーキュレーター

② 災害備蓄等への対応

障害福祉事業所等が災害発生時に障害福祉サービスを継続するために必要な以下の物品等の購入費用の一部を補助する事業。

【通所系、短期入所、入所・居住系、訪問系、相談系】

飲料水/食料品/ポータブル発電機/ポータブル電源・蓄電池/衛生用品/医療用品/簡易浄水器/冷房機/暖房機/簡易トイレ

(2) 障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業

障害福祉サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するために必要な食料品等の購入費用の一部を補助する事業。

2 次に掲げる物品の購入は、補助の対象外とする。

- (1) 取得費用が30万円以上の物品。
- (2) 令和7年12月16日より前に購入した物品。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象者は、別表1及び別表2のとおりとし、国又は地方公共団体が設置する施設（指定管理者が運営する施設を含む）も対象とする。

2 前項の支給対象事業者は、自法人の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう）が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的な関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団員の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 第1項の支給対象事業者は、自己又は自社の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(補助金額)

第5条 補助金の交付額は、施設ごとに、別表1及び別表2の基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請期間)

第6条 交付申請期間は、別途群馬県知事が定める期間とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、障害福祉事業所等及び障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）（以下「申請書兼報告書」という。）に申請書兼報告書に記載する関係書類を添えて提出するものとする。また、申請は1施設当たり1回限りとする。

2 前項の申請書は、規則第 11 条の実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定等)

第 8 条 知事は、提出された申請書兼報告書について、記載漏れ、表示の錯誤等がないか点検し、適正なものであると認めた場合は、これを受理する。

2 知事は、受理した申請書兼報告書について、本交付要綱に基づき審査し、適正であると認められるときは、補助金の交付決定及び交付額確定により申請内容のとおり請求があったものとみなす。

3 知事は、前項により補助金の交付決定及び交付額確定をしたときは、申請事業者に対して、障害福祉事業所等及び障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業に係る交付決定通知書（別記様式第 2 号）により通知するものとする。

4 知事は、補助金の交付決定及び交付額確定を行ったときは、交付決定額を申請事業者が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

(交付の条件)

第 9 条 規則第 9 条及び第 20 条に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

2 この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付決定の取消)

第 10 条 第 7 条第 1 項の申請に当たり、錯誤、虚偽又は不正があった場合、第 9 条第 1 項各号に定める条件に反する場合には、知事は第 8 条第 2 項の決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、前条の規定による取消しをした場合について準用する。

3 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の交付決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を知事の定める期間内に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この交付要綱に定めるもののほか支援補助金の交付について必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。